国指定の文化財

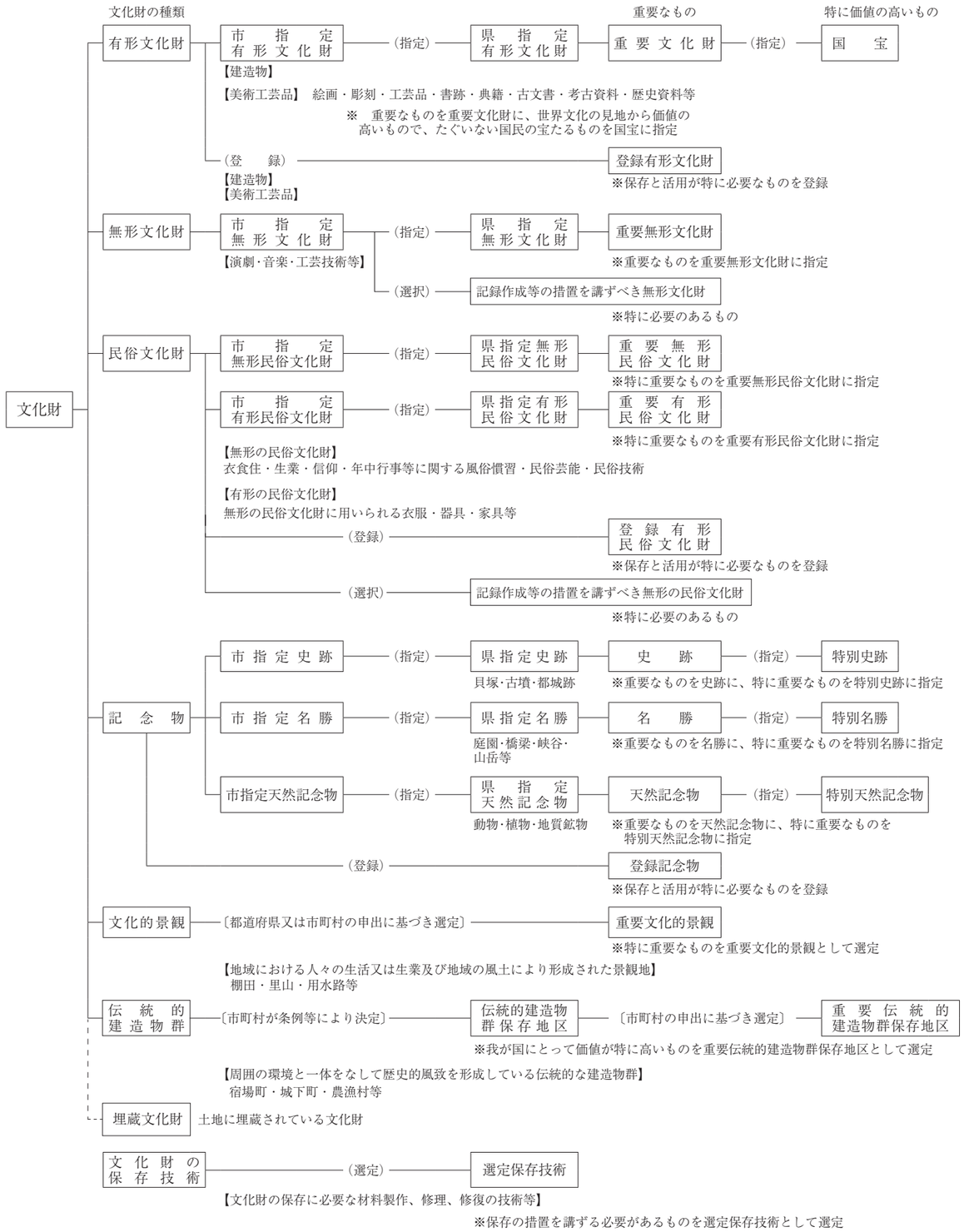
文化財の種類
重要なもの
特に価値の高いもの
文化財
有形文化財
市指定有形文化財
（指定）
県指定有形文化財
重要文化財
（指定）
国宝
【建造物】
【美術工芸品】 絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料等
※ 重要なものを重要文化財に、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定
（登録）
登録有形文化財
※保存と活用が特に必要なものを登録
【建造物】
【美術工芸品】
無形文化財
市指定無形文化財
（指定）
県指定無形文化財
重要無形文化財
※重要なものを重要無形文化財に指定
【演劇・音楽・工芸技術等】
（選択）
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財
※特に必要のあるもの
民俗文化財
市指定無形民俗文化財
（指定）
県指定無形民俗文化財
重要無形民俗文化財
※特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定
市指定有形民俗文化財
（指定）
県指定有形民俗文化財
重要有形民俗文化財
※特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定
【無形の民俗文化財】
衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術
【有形の民俗文化財】
無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等
（登録）
登録有形民俗文化財
※保存と活用が特に必要なものを登録
（選択）
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財
※特に必要のあるもの
記念物
市指定史跡
（指定）
県指定史跡
史跡
（指定）
特別史跡
貝塚・古墳・都城跡
※重要なものを史跡に、特に重要なものを特別史跡に指定
市指定名勝
（指定）
県指定名勝
名勝
（指定）
特別名勝
庭園・橋梁・峡谷・山岳等
※重要なものを名勝に、特に重要なものを特別名勝に指定
市指定天然記念物
（指定）
県指定天然記念物
天然記念物
（指定）
特別天然記念物
動物・植物・地質鉱物
※重要なものを天然記念物に、特に重要なものを特別天然記念物に指定
（登録）
登録記念物
※保存と活用が特に必要なものを登録
文化的景観
〔都道府県又は市町村の申出に基づき選定〕
重要文化的景観
※特に重要なものを重要文化的景観として選定
【地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地】
棚田・里山・用水路等
伝統的建造物群
〔市町村が条例等により決定〕
伝統的建造物群保存地区
〔市町村の申出に基づき選定〕
重要伝統的建造物群保存地区
※我が国にとって価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定
【周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群】
宿場町・城下町・農漁村等
埋蔵文化財
土地に埋蔵されている文化財
文化財の保存技術
（選定）
選定保存技術
【文化財の保存に必要な材料製作、修理、修復の技術等】
※保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定

太刀　銘　国宗

一口

国宝（工芸品）
昭和 39 年 5 月 26 日指定
展示場所：鹿児島県歴史資料センター黎明館
所有者：照国神社

この太刀は、国宗の作刀中、日光東照宮の太刀（国宝）とならんで最優秀作の太刀である。

太刀は鎬造りで庵棟、身幅が広く、長寸で腰反りの高い豪壮な造り込みである。長さが 81.4cm、反りは 2.6cm である。地金は小板目に杢目まじりで、乱れ映りが鮮やかに立つ。刃文は華やかな丁子乱れで変化に富み、匂い深く冴える。

茎は生ぶで、先をわずかにつめる磨上げ。鑢目は勝手下がりで、目釘孔 2 個があり、茎に「国宗」と銘が刻まれている。

この刀の作者は、鎌倉時代中期の備前国直宗派の刀工で直宗の子直実の三男であるところから、古くから備前三郎と呼ばれていた。後に鎌倉幕府第五代執権北条時頼氏に呼ばれ、相州鍛冶の基礎を築いたといわれている。

この太刀は、昭和 2（1927）年、30 代島津忠重が初代忠久の七百年祭にあたり、照国神社に奉納したものである。終戦時の混乱の時から行方不明であったが、昭和 38（1963）年、アメリカの愛刀家ウォルター・コンプトン博士が同国内で発見し、所有者のもとへ無償返却されたものである。現在は鹿児島県歴史資料センター黎明館に保管展示されている。

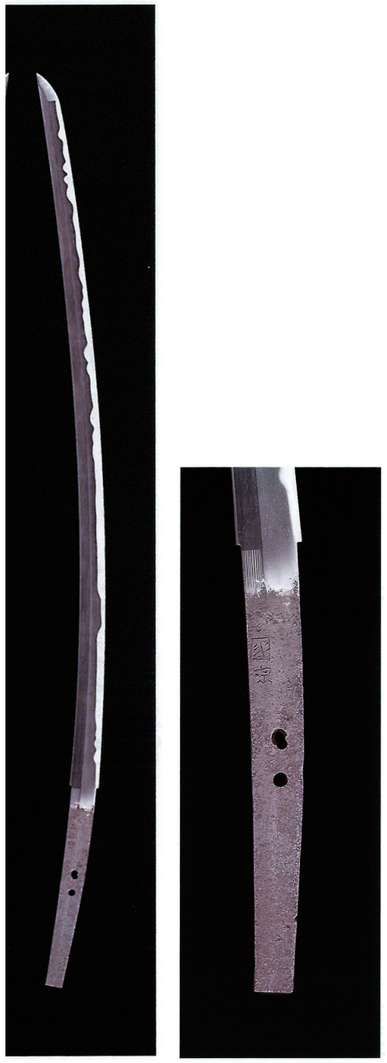

太刀銘国宗

（写真提供：鹿児島県歴史資料センター黎明館）

喜入のリュウキュウコウガイ産地

記念物（天然記念物・植物）
大正 10 年３月３日指定
指定特別天然記念物（植物）
昭和 27 年３月 29 日指定
所在地：鹿児島市喜入生見町
所有者：鹿児島市

潮間帯（満潮と干潮の間にあらわれる干潟）にできる森をマングローブという。熱帯や亜熱帯の地域では特に波のおだやかな入り江や河口の汽水域に、マングローブはつくられる。毎日濃度の異なる汽水に浸かるという不安定な立地に生活する樹木には浸透圧調節、波浪対策など多様な困難がある。このため、マングローブは特別な形態となって適応している。マングローブをつくる樹種は日本にはメヒルギやオヒルギなどのヒルギ類やマヤプシキなど７種類があるといわれ、この中で最も耐寒性があって、北方まで生育しているのがメヒルギである。

メヒルギは、幼苗が琉球のこうがい（かんざし）に似ているところからリュウキュウコウガイとも呼ばれる。種子は枝についたまま発芽し、母樹から養分をとって成長する。このため胎生植物とも呼ばれる。一定の大きさになった幼苗は地上に落下すると波によって移動して、定着する。この浮かんでいる様子がヒルに似ていることからヒルギ（蛭木）と呼ばれる。

メヒルギの分布は、東南アジアから琉球、種子島、屋久島、南九州までで、喜入のリュウキュウコウガイは北限といわれ大正 10（1921）年３月、国の天然記念物としてまた昭和 27（1952）年３月には、国の特別天然記念物に指定された。南方のメヒルギは高さ 8m 程度に成長するが、喜入のリュウキュウコウガイは霜害を受けることもあって 2m に満たないものが多い。

群落の来歴は明らかではないが、慶長 14（1609）年、18 代島津家久の琉球出兵に従軍した喜入の領主肝付氏の家臣が持ち帰ったものとする言い伝えがある。厳しい環境の中にあって少なくとも400年以上地域で大事に保護され命をつないできた植物群である。

喜入のリュウキュウコウガイ産地

旧鹿児島紡績所技師館

重要文化財（建造物）
昭和 37 年６月 21 日指定
世界文化遺産構成資産
平成 27 年７月５日記載決定
所在地：鹿児島市吉野町
所有者：鹿児島市

慶応３（1867）年、薩摩藩によって、日本最初の洋式紡績工場である鹿児島紡績所が建設された際に、その工場の指導者として招へいしたイギリス人技師イー・ホームら７名の宿舎として建設されたもので、幕末・慶応から明治初期における洋風建築（住居）として極めて貴重な建造物である。

平成 27（2015）年７月、明治日本の近代化に寄与した「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一つとして世界文化遺産に記載された。

建物は、木造二階建て桁行 18m、梁間 18m、建築面積は 342.778㎡で延べ床面積は 685.556㎡である。

石積みの基壇上に建てられた建物の構造は、主屋の小屋組は和小屋、屋根は方形造りの桟瓦葺一部瓦棒亜鉛引鉄板葺きである。屋根の頂には露盤と宝珠を載せている（後補）。

外壁は、柱間を漆喰で仕上げ、木部はペン

旧鹿児島紡績所技師館

キ塗りとなっている。

東面中央部に八角形平面の半分を突出して玄関ポーチとし、両開きのガラリ戸で内部に導く。

間取りは中廊下で分割し、中ほどの階段で２階に通ずる。一階は４室からなり、周囲にベランダをめぐらしてアーケードとなる。二階は中廊下をはさんで３室となっているが、当初は、寝室に使用されていたらしく、間仕切壁撤去の跡が見られる。古写真には屋根の二箇所に煙突が見られることから暖炉設備があったと考えられる。当初あったベランダは、窓を備えて室内回廊となった。ほかに台所、浴室・便所、馬小屋の３棟が付属して建てられていた。近代初期の典型的な「コロニアルスタイル」であった。

建物は明治 17(1884)年に鹿児島(鶴丸)城跡地にあった県立鹿児島中学造士館、後の第七高等学校造士館の本館として移築された。

集成館全景（明治５年、手前が技師館）
（写真提供：尚古集成館）

さらに昭和 11(1936)年、七高造士館の本館新築時に現在地に再移築されたものである。

昭和 56(1981)年に瓦の葺き替えをはじめ内・外装の修理を行い、さらに平成 21～22(2009～2010)年に世界文化遺産選定を目指し耐震補強工事を施して選定に至った。

鹿児島紡績所イギリス人技師
（写真提供：尚古集成館）

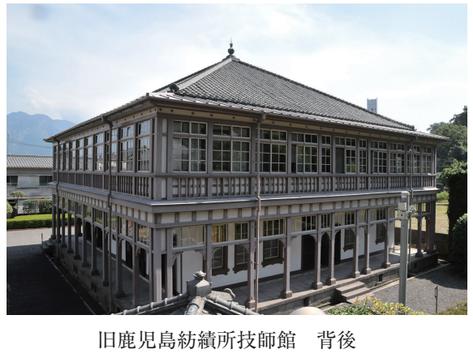

旧鹿児島紡績所技師館　背後

八角形ポーチ

旧集成館機械工場

重要文化財（建造物）
昭和 37 年６月 21 日指定
世界文化遺産構成資産
平成 27 年７月５日記載決定
所在地：鹿児島市吉野町
所有者：株式会社　島津興業

嘉永 5(1852)年から 28 代島津斉彬によって建設された反射炉や溶鉱炉、ガラス製作所、造船所等を総合した工業団地は安政４(1857)年「集成館」と総称された。

これらの施設は、当時の産業、土木、建設などの歴史上の貴重な遺跡であり、特に現存する旧集成館機械工場は、慶応元(1865)年に建てられ、明治以前の洋式石造建築(工場)として、その規模・構造は、学術的に価値あるものである。

建物の規模は、主体部の面積が 954㎡、ポーチ部分の面積は 21㎡ある。建物の桁行は 76.9m、梁間は 12.4m である。建物の構造形式は組石造の平屋建、小屋組は木造洋小屋(キングポスト風トラス)である。

建物の外壁の石積みは小野石を用い、犬走りを神社本殿などに見られる亀腹状に作り、かつての壁位置にバットレス(控え壁)を取りつけて水平耐力を向上させ、外壁全体を粗面に仕上げている。

建物の内壁及び窓と出入り口は石肌の上に漆喰塗り、木部はペンキ塗りで仕上げている。

小屋組の合掌尻にゆるやかなカーブを付け、陸梁との仕口は添え板式ボルト締めとなっている。

建物の屋根は瓦葺であり、窓の楣石をアーチ型とし、外部に鋳鉄製格子をはめ、内を木製の上げ下げ窓としている。

建物の出入り口は、木製唐戸および鉄扉の開き戸としている。

大正 12(1923)年に、「尚古集成館」として利用するに際し、チューダー調の車寄せを増築した。設計は薩摩ゆかりの司法省技師山下啓次郎であった。現在は島津家歴代の資料約１万点を収蔵する博物館として利用されており、特色ある歴史の縮図が集成されている。

旧集成館機械工場　（写真提供：尚古集成館）

鹿児島旧港施設　新波止　一丁台場　遮断防波堤

重要文化財（建造物）
平成 19 年 12 月 4 日指定
所在地：鹿児島市本港新町
所有者：鹿児島県

鹿児島旧港施設は、鹿児島市中心地の鹿児島湾本港区に位置する港湾施設である。新波止と一丁台場は海岸埋立地の波除けとして、それぞれ弘化年間頃（1844～1848及び明治5(1872)年頃に築かれ、遮断防波堤は、鹿児島県による修築事業によって明治37(1904)年に竣工した。

鹿児島旧港施設は、南九州における交通と海防の拠点として、近世から近代にかけて整えられた、鹿児島港の代表的な遺構であり、また、築造が江戸末期にさかのぼり、沖防波堤である新波止、技術の時代的特色をよく示す一丁台場及び遮断防波堤が、旧態を保持しながらまとめて残っており、港湾技術史上、高い価値がある。

鹿児島旧港施設　一丁台場（上）　遮断防波堤（右）

太刀 銘 備前国住雲次

一口

重要文化財（工芸品）
昭和２年７月 21 日指定
収蔵場所：尚古集成館
所有者：鶴嶺神社

この太刀は、昭和２(1927)年の初代島津忠久の七百年祭に際し、30 代忠重が鶴嶺神社に奉納したもので、地刀健全、かつ刀工雲次の作風を代表する傑作である。

作者の雲次は、備前鵜飼派の刀工雲生の子で鎌倉後期の文保時代（1317～1319）を初代とし、同名で３代にわたり相続したといわれている。

この派の作は、姿、刃文、地鉄ともに備前国長船のものと異なり、どことなく大和風の趣を帯びている。

太刀の長さ 85.6cm、反り 2.4cm、元幅 3.4cm、先幅 2.3cm、峯長 3.1cm、茎長 23cm、茎の反りは 0.3cmである。

地金は、杢目に板目まじり、刃文は、中直刃仕立てに小丁子をまじえ、足・葉入り匂口沈みごころに小沸つき、茎は生ぶで先栗尻、目釘孔１個、銘は表に「備前国住雲次」と刻む。

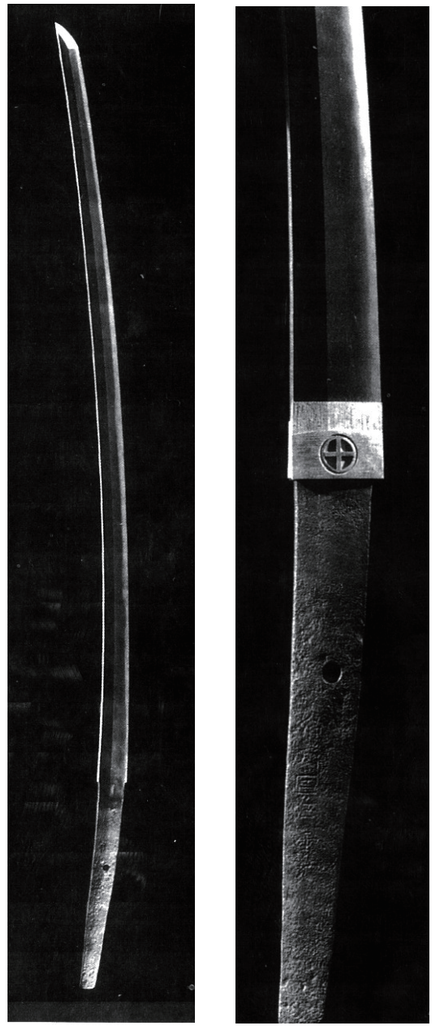

太刀　銘備前国住雲次
（写真提供：尚古集成館）

赤糸威鎧 兜・大袖・杏葉付 一領

重要文化財（工芸品）
昭和 39 年 5 月 26 日指定
収蔵場所：尚古集成館
所有者：鶴嶺神社

この鎧一式は、初代島津忠久が着用したという言い伝えのあるもので、鎌倉時代前期の鎧の特色をよく知ることのできる貴重な文化財である。

兜は鉄 28 枚張り、21 の間四方白星兜で、星は前代に比して細かくなり、1 行に 9 点、天辺の八幡座には 2 点ずつ二重に打っている。

赤糸威鎧は、大鎧の形式で、平安時代末から鎌倉時代にかけてもてはやされた騎射戦用の鎧で、「式正の鎧」とも呼ばれていた。小札を八ツ組の茜染組糸で威しており、平安時代のもより、やや幅が狭くなっている。

鎧につけられている紋章は、すべて「十」字であるが、これは島津家の紋章の変遷を知る上でも貴重である。

甲冑は、単に武具としてだけでなく、その時代の美術工芸の水準を知る大切な工芸品である。

この鎧は、破損がひどく鎧の形態をなしていないので、現在は各部分を解体して、5 箱に収められているが、22 代継豊の時代に、この鎧を模作したものが伝わって、当時の面影をうかがい知ることができる。

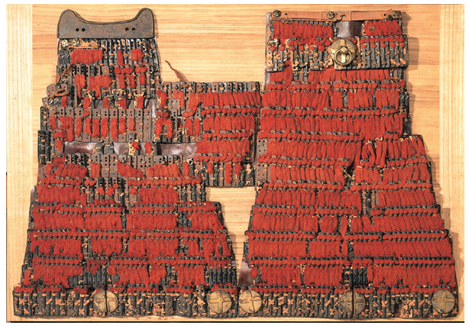

鎧の部分

江戸時代の復元鎧兜

（写真提供：尚古集成館）

文禄三年島津氏分国太閤検地尺石田三成署判 一枚

重要文化財（歴史資料）
昭和 55 年 6 月 6 日指定
収蔵場所：尚古集成館
所有者：株式会社　島津興業

検地尺は桧製で、長さ 45.5cm、幅 6.0cm、厚さ 0.4cmの柾目桧板である。

文禄 3（1594）年から文禄 4（1595）年にかけて、石田三成が豊臣秀吉の命を受けて 16 代島津義久の領内で実施したいわゆる太閤検地の際に使用された基準尺である。

板目の表面の両端近くの目盛り線上に、× 印を付し、そのそばに石田治部少輔「石田治少」の署名と花押が墨書されている。

さらに、この両端部の目盛りの間は、細い目盛り線によって 10 等分されている。その 1 目盛りが 1 寸で、両端の目盛り間が 1 尺となっている。（1 尺は 30.3cm、1 寸は 3.03cm である。）

裏面には、墨書縦書きで、「此寸を以て六しゃく三寸を一間に相さだめ候て、五間に六十間を壱たんに可仕候也」とあり、6 尺 3 寸 = 190.9cm を 1 間、5 間（954.5cm）× 60 間（11,454cm）を 1 段（反）と定めることが記されている。

これは、現存する太閤検地尺の基準尺としては、唯一のもので、わが国の度量衡史上貴重な資料である。

太閤検地尺　左：表面　右：裏面

（写真提供：尚古集成館）

木村嘉平関係資料

重要文化財（歴史資料）
平成 10 年 6 月 30 日指定
収蔵場所：尚古集成館
所有者：株式会社　島津興業

我が国の印刷史上、極めて高い価値を有する文化財であるとともに、幕末の薩摩藩の歴史を考える上でも、貴重なものである。

28 代島津斉彬が、洋書を翻訳して藩内に普及させるため江戸神田に住む木版師木村嘉平に活字印刷の研究を命じて作らせたものである。

欧文活字、和文活字をはじめとする印刷・活字鋳造用の諸道具一式で、明治 40（1907）年、木村家より島津家に献納されたものである。

斉彬の命を受けた嘉平は、はじめパンチ法で活字の製作を行ったが、細い線の部分が破損するため、電気分解による電胎法という製作技術を学んで、元治元（1864）年、ついに実用の域に達した。ところがこの時、依頼主の斉彬はすでに亡く、嘉平も眼病にかかり極度の近眼となったため、薩摩藩の活字印刷は事業化されることなく終わった。

しかし、わが国における本格的な活字の鋳造が長崎の本木昌造によって始められたのが、明治 3（1870）年であることを考えるとき、これより 6 年前に電胎法による近代的な活字鋳造に成功していたことを実証する貴重な史料である。

木村嘉平製作の活字及び諸道具類
（写真提供：尚古集成館）

銀板写真（島津斉彬像）一枚

重要文化財（歴史資料）
平成 11 年 6 月 7 日指定
収蔵場所：尚古集成館
所有者：株式会社　島津興業

この銀板写真は、安政 4（1857）年 9月17 日に鹿児島（鶴丸）城内において、薩摩藩士市来正衛門・宇宿彦右衛門によって撮影されたものである。

銀面は傷が多くて画像もやや薄目ではあるが、裃を着用し、やや斜めにうつむいた 28 代島津斉彬がはっきりと確認される。

この写真は、日本人が撮影した現存唯一の銀板写真で、日本で銀板写真が成功したことを物語る貴重な資料であるとともに、幕末の薩摩藩の先進性を考える上でも貴重なものである。

銀板写真は、フランス人ダゲールが天保 8（1837）年に発明した写真技術で銀面を研磨して沃度蒸気を吹き付けて原版を作成し、撮影後に水銀蒸気で現像を行う方法である。日本には幕末の嘉永元（1848）年頃に伝わり、薩摩藩はその指導的立場にあった。

銀板写真（島津斉彬像）　一枚
（写真提供：尚古集成館）

形削盤（かたけずりばん）
1863年、オランダ製　一台

重要文化財（歴史資料）
平成12年6月27日指定
所在地：尚古集成館
所有者：株式会社　島津興業

形削盤は、金属製品の平面形状を加工する工作機械である。文久3(1863)年にオランダのＮＳＢＭ社（オランダ汽船会社）で製造され、旧集成館で使用されていたもので、日本に残っている唯一のものである。また当時の西洋近代技術の導入を知る上で貴重な歴史資料でもある。

この形削盤は、薩摩藩が薩英戦争で破損した集成館の再興のために、新機械工場に設置するため長崎経由でオランダから輸入された工作機械であると考えられる。

この会社の製作した工作機械は、わが国最初の洋式機械工場でもある幕府長崎製鉄所にも設置されていた。

この機械は、蒸気ハンマーなどの発明者として有名なジェームス・ナスミスが天保7(1836)年に発明したもので、当時の小形水平型蒸気機関に似ていたことから「スチームアーム」と呼ばれていた。

また、この形削盤は、基本的なクランク方式は他のものと同じであるが、形状、機構が簡素なもので、欧米でも見いだしにくい貴重なものである。

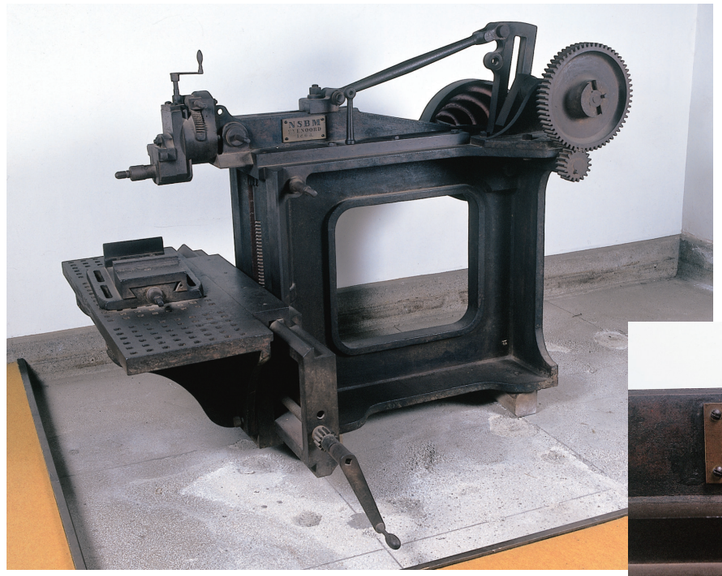

形削盤

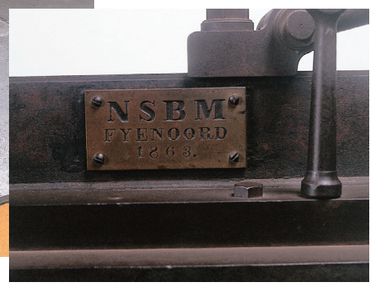

銘板

（写真提供：尚古集成館）

大久保利通関係資料（おおくぼとしみちかんけいしりょう）

重要文化財（歴史資料）
平成16年6月8日指定
所在地：鹿児島県歴史資料センター黎明館
所有者：鹿児島県

明治維新の中心人物の一人であった大久保利通に関連した資料群である。大久保利通宛書簡、大久保利通発書簡控を中心に、洗面器、碁石等の遺品が含まれている。西郷隆盛からの書簡も多く、幕末期の薩摩藩の動向がうかがえる資料である。明治期の資料には、三条実美（さねとみ）・岩倉具視（ともみ）・木戸孝允（たかよし）・伊藤博文からの書簡も含まれ、新国家創設時の政府事情がよくわかる。

胸像（高さ77.5㎝）

県歴史資料センター黎明館所蔵分はもちろん、国立歴史民俗博物館所蔵分を含む書状や建白書を中心とする本資料群の学術的価値はつとに知られており、幕末・維新期の政治史上貴重である。

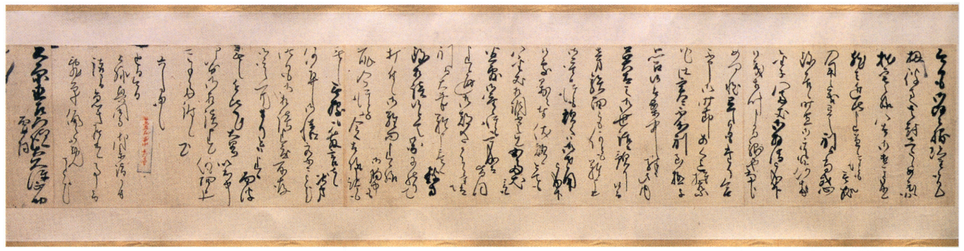

石原 近昌宛書状

碁石と基盤

洗面道具と水指他

（写真提供：鹿児島県歴史資料センター黎明館）